

# 令和7年度 根室管内町職員採用資格試験案内【初級】

令和6年6月27日(木)  
〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地(根室振興局内)  
根室町村会  
TEL 0153-22-2369

〔受付期間〕令和6年7月1日(月)～8月2日(金)  
※受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜・日曜及び祝日は受付しておりません)

〔第1次試験日・時間〕令和6年9月22日(日)午前9時から  
※午前8時45分までに着席してください。

〔試験会場〕中標津町：中標津町役場(標津郡中標津町丸山2丁目22番地)

※この試験は、根室管内町職員初級職(高校卒)の採用資格試験です。

## 1 試験区分及び職務内容

試験区分	職務内容
一般事務職	町長部局、教育委員会、議会事務局など、様々な分野で幅広い業務に従事します。
技術職 (土木・建築)	町長部局に所属し、道路・河川・公園・上水道などの土木工事や公共建築工事の設計・施工管理・維持管理及び一般行政事務の業務に従事します。

## 2 採用予定町の職種と採用予定者

町名	職種			
	一般事務職	一般事務職 (障がいのある方)	技術職 (土木)	技術職 (建築)
別海町	2名程度	1名	2名	1名
中標津町	5名程度		1名	1名
標津町	5名程度	—	—	—
羅臼町	3名程度	—	2名	1名

※採用予定者数は変更することがあります。

## 3 受験資格及び資格要件

### 【受験資格】

4町共通要件	短大もしくは高校(専門学校を含む)卒業又は卒業見込みで平成13年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方。
--------	--

【各町職種別資格要件】

町名	職種	人数	受験資格・資格要件等
別海町	一般事務職	2名程度	・4町共通要件を満たした方。
	一般事務職 (障がいのある方)	1名	・4町共通要件を満たした方。 ・障害者手帳の交付を受けている方（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など）で、活字印刷文による出題に対応できる方。
	技術職 (土木)	2名	・4町共通要件を満たした方。 ・土木に関する業務に興味のある方（資格不問）、または土木系学科を修了（見込み）した方。
			【社会人採用】 ・短大もしくは高校（専門学校を含む）卒業又は卒業見込みで、平成6年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方。 ・土木に関する業務に興味のある方（資格不問）、または土木系学科を修了（見込み）した方。
技術職 (建築)	1名	・4町共通要件を満たした方。 ・建築に関する学科を専攻・履修した方（卒業見込みの方を含む）。	
中標津町	一般事務職 (障がいのある方を含む)	5名程度	・4町共通要件を満たした方。 ※次の要件に該当する障がいのある方も受験することができます。 ・障害者手帳の交付を受けている方（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など）で、活字印刷文による出題に対応できる方。
	技術職 (土木・建築)	土木1名 建築1名	・4町共通要件を満たした方。 ・土木系学科、建築系学科のいずれかを修了した方、あるいは修了見込みの方。
標津町	一般事務職	5名程度	・4町共通要件を満たした方。
羅臼町	一般事務職	3名程度	・4町共通要件を満たした方。
	技術職 (土木・建築)	土木2名 建築1名	・4町共通要件を満たした方。 ・土木系学科、建築系学科のいずれかを修了した方、あるいは修了見込みの方。

※日本の国籍を有しない方、又は地方公務員法第16条の各号いずれかに該当する方は受験できません。

<地方公務員法第16条の抜粋>

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法及び内容

試験	種目	解答時間	内容
第1次試験	教養試験	120分	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験
	事務適性検査	10分	事務職員としての適応性に関する検査
	作文試験	60分	文章による表現力、課題に対する理解力などについての筆記試験
第2次試験	第1次試験合格者に対し、令和6年10月下旬から11月上旬に採用予定町で面接試験等を実施します。		

## 5 試験日時、会場及び合格発表

日 時	令和6年9月22日（日） ※8時45分までに着席してください。 試験開始 9：00 試験終了 13：10
会 場	・中標津町役場（標津郡中標津町丸山2丁目22番地）
合格発表	令和6年10月16日（水）に、受験番号を各町ホームページに掲載し、合格者に通知します。

## 6 受験手続及び受付期間

申込書の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・申込書は根室町村会又は根室管内各町役場総務課で配布します。（根室管内各町役場ホームページからもダウンロードが可能です）</li><li>・郵送による請求の場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、宛先を明記して120円切手を貼った返信用封筒（A4版が入る大きさ）を必ず同封し、請求してください。</li></ul>
申込方法 及 び 申 込 先	<ul style="list-style-type: none"><li>・申込書及び受験票に所定の事項を記入し、第1希望とする町役場に提出してください。</li><li>・受験票は9月4日（水）頃までに郵送しますので、必ず住所、氏名、郵便番号を記入し、63円切手を貼ってください。</li><li>・郵送での申込みの場合は、封筒の表に「試験申込書在中」と朱書きしてください。</li></ul> ※記入及び郵送の方法については、「試験申込みの方法」を参照。 <ul style="list-style-type: none"><li>・一般事務職（障がいのある方を除く）の申込者は第2希望町名まで記載できます。</li></ul> ※第2希望町名を記載した場合は、申込書の内容を第2希望町へ情報提供しますのであらかじめ承知おきください。
受付期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和6年7月1日（月）から令和6年8月2日（金）まで。</li><li>・受付時間は午前9時から午後5時まで。土曜、日曜、祝日は受付しません。</li><li>・郵送の場合は、8月2日（金）までの消印があるものに限り受付します。</li></ul>

## 7 合格から採用まで

### 第1次試験合格発表

- ・根室町村会から合格者へ合格通知を郵送します。
  - ・採用予定町から合格者へ第2次試験案内が送付されます。
- ※一般事務職（障がいのある方を除く）の合格者で、採用希望町を第2希望町まで記載した方は、第1又は第2希望町のいずれかの町から第2次試験案内が送付されます。
- ・第1次試験を合格した方は、採用資格者名簿に登載されます。
  - ・資格者名簿の有効期間は令和8年3月31日までとします。
- ※採用資格者がただちに採用者とはなりませんのでご注意ください。

### 第2次試験

- ・各町で面接試験等を実施します。

### 第2次試験合格発表

- ・各採用予定町から採用通知が送付されます。
- ・第2次試験で不採用となった場合は、採用資格者として各町の採用予定者に欠員が生じた場合に採用される場合があります。（要第3次試験）

## 8 その他

○身体に障がいのある方で、試験当日の受験に際して車椅子等を使用するなど、特に要望のある方はあらかじめ根室町村会にご連絡ください。

○受験の際にはHBの鉛筆を使用しますので、忘れずに持参してください。

○受験手続、その他ご不明な点がございましたら、各町役場総務課又は根室町村会へお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

団体名	郵便番号	住所	電話番号
別海町	086-0205	別海町別海常盤町280番地	0153-75-2111
中標津町	086-1197	中標津町丸山2丁目22番地	0153-73-3111
標津町	086-1632	標津町北2条西1丁目1番3号	0153-82-2131
羅臼町	086-1892	羅臼町栄町100番地83	0153-87-2111
根室町村会	087-8588	根室市常盤町3丁目28番地（根室振興局内）	0153-22-2369

試験会場への携帯電話機等の持ち込みは、他の受験者の妨げになるので原則禁止とします。止むを得ず持ち込まれた場合は、試験が全て終了するまで電源を切り、鞆に入れてください。電源が切られていないか、又は鞆に入れられていないことが確認された場合は、試験は無効といたします。

## 会場案内図

### 【中標津会場】

